

ID: 31

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	入所の承認		
例規名 根拠条項	旭市立保育所条例 第5条第1項		
例規番号	平成27年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条の規定による。 (入所資格)</p> <p>第4条 保育所に入所し、第3条第1項第1号の保育を受けることのできる資格を有する者は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(2) 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(3) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であつて、市長が地域における教育(同法第7条第2項に規定する教育をいう。)の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育所において保育する必要があると認めるもの</p> <p>(4) その他市長が特に保育所において保育する必要があると認める児童</p> <p>(入所手続)</p> <p>第5条 前条に定める資格(以下「入所資格」という。)を有する児童の保護者は、当該児童の保育所への入所を希望するときは、希望する保育所の名称その他規則で定める事項を示して、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入所させる場合については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による申込み及びこれに対する承認その他の保育所への入所の手続については、規則で定める。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 33

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	旭市立保育所条例 第7条第2項		
例規番号	平成27年条例第4号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (保育料)</p> <p>第7条 保育所に入所している児童(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入所させた児童を除く。)の保護者は、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例(平成27年旭市条例第5号。以下次条第3項において「利用者負担額条例」という。)で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。ただし、市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額を、保育料として納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、災害等の特別な理由により、必要と認めたときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考	<p>※減免等の手続については、「旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則 第6条及び第7条」を参照。</p>		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	時間外保育事業の利用の承認		
例規名 根拠条項	旭市立保育所条例 第8条第2項		
例規番号	平成27年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (時間外保育事業)</p> <p>第8条 第3条第1項第2号の時間外保育事業は、休業日を除き、保育所に入所している児童が、やむを得ない理由により第3条第1項第1号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。</p> <p>2 時間外保育事業の利用を希望する児童の保護者は、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 時間外保育事業を利用する児童の保護者は、利用者負担額条例で定めるところにより、時間外保育料を納付しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	利用者負担額の減免		
例規名 根拠条項	旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例 第3条		
例規番号	平成27年条例第5号		
【基準】	<p>第3条の規定による。 (利用者負担額の減免)</p> <p>第3条 市長は、災害等の特別な理由により、必要と認めたときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考	※減免等の手続については、「旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則 第6条及び第7条」を参照。		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	時間外保育料の減免		
例規名 根拠条項	旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則 第10条第2項において準用する第6条		
例規番号	平成27年規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び準用する第6条の規定による。 (時間外保育料等)</p> <p>第10条 保護者等は、法第20条第3項の規定により認定を受けた保育必要量の限度を超えて、保育を利用するときは、1時間当たり100円を時間外保育料として利用月の翌月5日までに納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する時間外保育料については、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定を準用する。 (保育所保育料の減免等)</p> <p>第6条 市長は、災害等の特別な理由により保育所保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育所保育料を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	出産祝金の支給		
例規名根拠条項	旭市出産祝金支給条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第71号		
【基準】	<p>第1条から第3条まで及び旭市出産祝金支給条例施行規則第2条の規定による。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民の出産を奨励祝福して、祝金を支給し、次代を担う子供の健全育成に資することを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 出産祝金を受給できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 請求時において市に1年以上前から引き続き住民登録を有し、かつ、現に居住している者</p> <p>(2) 1子以上を養育し、第2子以降を出産して養育する父母</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、受給資格を有する者の要件は、規則で定める。</p> <p>(出産祝金の額)</p> <p>第3条 出産祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第2子 10万円</p> <p>(2) 第3子以降の子 20万円</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する受給資格を有する者の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1子以上を既に出産して再婚し、第2子以降を出産したとき。</p> <p>(2) 条例第4条に定める申請をしないまま転出し、1年以内に再転入したとき。</p> <p>(3) 母が婚姻によらないで出産した場合で、条例又はこの規則に定める他の受給要件を満たすとき。</p> <p>2 父母が法令により拘禁されている場合又は死亡している場合は、その子供と生計を同じくしている他の養育者に支給する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、支給の対象としない。</p> <p>(1) 過去に子供を遺棄したことがある場合</p> <p>(2) 出産祝金の要件となる第2子以上が養子など出産によらない場合</p> <p>(3) 受給対象となる子供を前項に規定する場合を除き、父母以外の者が養育する場合</p> <p>(4) 申請者又はその配偶者が、市税、国民健康保険税又は保育料を滞納している場合</p> <p>4 日本国籍を有しない者で、市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に定める外国人住民として記録があり、かつ、条例又はこの規則に定める要件を満たしている場合は、支給の対象とする。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	旭市子ども医療費の助成に関する規則 第9条第1項		
例規番号	平成17年規則第58号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第9条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する子どもの保護者とする。</p> <p>(1) 子どもが本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>(2) 子どもが医療保険各法に基づき保険給付の対象となった者であること。</p> <p>(3) 子どもが保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は対象としない。</p> <p>(1) 就職し、保護者の扶養から外れたとき。</p> <p>(2) 婚姻したとき。</p> <p>(受給資格の認定等)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、受給資格の認定を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、受給資格を認定したときは、助成の対象となる子どもが中学校3年生以下の子の場合にあっては、旭市子ども医療費助成受給券(第2号様式。以下「受給券」という。)を交付し、高校生等の場合にあっては、旭市子ども医療費助成受給資格認定通知書(第3号様式。以下「認定通知書」という。)により申請者に通知し、受給資格を認定しないときは、旭市子ども医療費助成登録申請却下通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	助成の決定		
例規名 根拠条項	旭市子ども医療費の助成に関する規則 第12条		
例規番号	平成17年規則第58号		
<p>【基準】 第12条の規定による。 (助成の決定) 第12条 市長は、第10条第3項及び前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては旭市子ども医療費給付決定通知書(第7号様式)により、不適当と認めたものについては旭市子ども医療費給付申請却下通知書(第8号様式)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給券の再交付		
例規名 根拠条項	旭市子ども医療費の助成に関する規則 第19条第1項		
例規番号	平成17年規則第58号		
<p>【基準】</p> <p>第19条の規定による。 (受給券の再交付)</p> <p>第19条 受給券対象者は、受給券を毀損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、旭市子ども医療費助成受給券再交付申請書(第12号様式)により市長に受給券の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請をする場合において、受給券を毀損し、又は汚損したことによるときは、当該受給券を添えなければならない。</p> <p>3 受給券対象者は、受給券の再交付を受けた後において、紛失した受給券を発見したときは、速やかに発見した受給券を市長に返納しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43-2

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	費用の減免		
例規名 根拠条項	児童福祉法第56条第2項の規定による母子生活支援施設への入所の措置に要する費用の徴収に関する規則 第7条第1項		
例規番号	平成17年規則第59号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (費用の減免) 第7条 市長は、納入義務者が失業、疾病、災害その他やむを得ない事由により収入が著しく減少し、費用を納入することが困難であると認められるときは、当該納入義務者に係る費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により費用の減額又は免除を受けようとする者は、費用減額(免除)申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、費用の減額又は免除の適否を決定し、その旨を費用減額(免除)決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	<p>【共通担当部署】 社会福祉課 子育て支援課</p>		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 44

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給券の交付		
例規名 根拠条項	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第70号		
【基準】	<p>第3条及び第6条の規定による。 (受給資格者)</p> <p>第3条 医療費等助成金の支給対象者(以下「受給資格者」という。)は、市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されているひとり親家庭等の父母等、ひとり親家庭等の児童又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合で祖父母その他の監護者が監護するときの児童のうち、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親に委託されている者</p> <p>(3) 旭市子ども医療費の助成に関する規則(平成17年旭市規則第58号)第9条第1項に規定する受給資格の認定を受けた者</p> <p>(4) 規則で定める施設に入所している児童及び当該児童に係るひとり親家庭等の父母等(受給券の交付)</p> <p>第6条 受給資格者は、医療費等助成金の支給を受けようとするときは、受給資格者の認定を受けるため、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格者であることを証する書類(以下「受給券」という。)の交付を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 45

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	助成金の支給
例規名根拠条項	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例 第7条
例規番号	平成17年条例第70号
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び第7条の規定による。 (支給の制限)</p> <p>第4条 医療費等助成金は、受給資格者(受給資格者が児童である場合は、当該児童の監護者とする。)の所得が次の各号のいずれかに該当するとき(規則に定める場合を除く。)は、支給しない。</p> <p>(1) ひとり親家庭等の父母等(受給資格者が父母がないか又は父母が監護しない場合で祖父母その他の監護者が監護する児童である場合は、第2条第2号アからキまでのいずれかに該当しない監護者を含む。次号において同じ。)の前年の所得(1月から10月までに申請するものについては、前々年の所得。以下同じ。)が規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) ひとり親家庭等の父母等の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭等の父母等と生計を同じくするもの前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 (助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、受給資格者に対し受給資格者の療養に要する費用の額(国民健康保険法又は社会保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。)から次の各号に掲げるものを控除した額を医療費等助成金として支給する。</p> <p>(1) 保険給付額</p> <p>(2) 保険者が給付する付加給付額</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付額</p> <p>(4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額</p> <p>(5) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める受給資格者自己負担額</p> <p>ア 受給資格者の世帯が市町村民税非課税世帯である場合及び受給資格者が市町村民税所得割非課税であって、市町村民税均等割のみ課税される場合 0円</p> <p>イ 受給資格者が市町村民税所得割を課税される場合 入院1日及び通院1回につき300円(ただし、保険調剤については、0円)</p> <p>2 市長は、受給資格者が保険医療機関等で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、当該費用を医療費等助成金として支給する。ただし、診療・調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは、200円とする。</p> <p>3 医療費等助成金は、受給資格者が保険医療機関等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは支給しない。 (助成の方法)</p> <p>第7条 市長は、受給券の交付を受けた受給資格者が保険医療機関等において受給券及び被保険者証を提示して医療を受けたときは、当該保険医療機関等の請求に基づき、当該受給資格者に支給すべき医療費等助成金に相当する額を当該保険医療機関等に支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定による支払がなされたときは、受給資格者に対し医療費等助成金の支給があったものとみなす。</p> <p>3 受給資格者は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等に対し医療費を支払った場合において、医療費等助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 受給資格者が保険医療機関等に受給券を提示しなかったとき。</p> <p>(2) 受給資格者が県外の保険医療機関等において医療を受けたとき。</p>	

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給券の更新		
例規名根拠条項	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則 第9条第1項		
例規番号	平成17年規則第60号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (受給券の交付申請)</p> <p>第9条 条例第6条の規定による申請は、旭市ひとり親家庭等医療費等助成受給券交付(更新)申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証明する書類</p> <p>(2) 戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書</p> <p>(3) 世帯全員の住民票の写し</p> <p>(4) ひとり親家庭等の父母等及びその扶養義務者等の前年の所得の状況を証明する書類</p> <p>(5) 離婚等により、ひとり親家庭等になった場合、母又は父がその監護する児童の父又は母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品その他経済的な利益に係る所得に関する申告書</p> <p>(6) 18歳以上20歳未満の児童が別表第1に規定する程度の障害の状態にあること又は配偶者が別表第2に規定する程度の障害の状態にあることによって申請するときは、当該障害の状態を証明する年金証書又は医師の診断書</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法に規定する児童扶養手当の受給者が児童扶養手当証書を提示したときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類であってその内容について市の内部で確認できるものについては、当該確認に関し申請者の同意を得た上で、添付を省略させることができる。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 48

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給券の再交付		
例規名 根拠条項	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則 第10条第3項		
例規番号	平成17年規則第60号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (受給券の交付)</p> <p>第10条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、受給資格の有無を審査し、当該申請者に対し旭市ひとり親家庭等医療費等助成受給券(第2号様式。以下「受給券」という。)を交付する。</p> <p>2 受給券の有効期間は、1年とし、毎年8月に更新を行うものとする。</p> <p>3 紛失等により再交付を受けようとする者は、旭市ひとり親家庭等医療費等助成受給券再交付申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日